

長野市営昭和の森公園フィットネスセンター
及び長野市営昭和の森公園テニスコート管理運営要領

1 対象施設

- ①長野市営昭和の森公園フィットネスセンター
- ②長野市営昭和の森公園テニスコート

2 所在地

- ① 長野市上野二丁目 120-13
- ② 長野市上野二丁目 120-13

3 休場日

- ①年末年始（12月29日から1月3日）
 - ②12月1日から4月第2金曜日
- その他指定管理者が特に必要と認めるときで長野市の承認を得た日

4 開場時間

- ①午前8時30分から午後9時まで
- ②午前8時30分から日没まで

5 予約受付方法

(1) 長野市施設案内予約システム(以下「システム」という)での予約に必要な利用団体(個人)登録申請の受付を行う。

(2) 受付は毎月システムにより長野市が定める期間に受付を行い、抽選により予約を決定する。予約受付はインターネットによる申込のほか、窓口に来場された予約希望者においては施設でシステム予約受付代行業務を行う。

(3) 抽選後はシステムによる先着予約受付を行う。昭和の森公園フィットネスセンターにおいては、抽選予約終了後、施設に空きがある場合は更に予約ができるものとする。

(4) 当日利用については、利用者が施設に来場し施設に空きがある場合は利用を許可する。(有料施設においては利用料金を徴収し許可)

(5) 大会での専用利用を希望する場合は、別紙様式「施設事前使用申請書」を原則3ヶ月前までに提出させ、希望日に空きがある場合、これを許可するものとする。

(6) 電話による予約受付は一切行わない。ただし、施設利用(予約)状況等の問い合わせには対応する。

(7) 事務室にて予約を確認後、利用を許可する。(有料施設においては利用料金を徴収し許

6 利用料金

(1) 「指定管理者が管理する長野市営運動場条例」(以下「条例」という。)別表1(8条関係)のとおり徴収する。

ただし、条例改正があった場合は改正後の利用料金によるものとする。

- (2) 徴収した利用料は、指定管理者の収入として取り扱うものとする。
- (3) 指定管理者は、収入金を専用の口座で管理するとともに、毎月の収入状況を長野市に報告しなければならない。
- (4) 指定管理者は、現金出納員をあらかじめ定め、長野市に報告しなければならない。

①昭和の森公園フィットネスセンター

○市民以外の者が利用する場合 (円)

施設名	利用料金		
	午前	午後	夜間
昭和の森公園フィットネスセンター	6,510	8,250	11,000
利用する面積が2分の1以内であるときの利用料は、各区分に従い、当該利用料のそれぞれ2分の1とする。			

施設名	利用料金
会議室	午前・午後・夜間ごと 300 円

②昭和の森公園テニスコート

(円)

区 分		早朝	午前	午後	夜間	昼間
個人利用料金	一般	200	270	410	410	
	高校生及びシルバー	130	200	270	270	
	小・中学生	60	130	130	130	
専用利用料金	1面につき		2,870	4,100		
専用利用料金（市民以外の者が利用する場合）	1面につき		6,410	9,160		
個人通年利用券（長野市営運動場条例（昭和47年長野市条例第29号）に定める個人通年使用券と共通で利用できるものとする。）	一般	4,000	6,750	10,250	8,200	13,600
	高校生及びシルバー	2,600	4,660	6,750	5,400	9,400
	小・中学生	1,200			2,600	2,600

※市民以外の者が利用する場合とは、利用しようとする者の住所又は事務所の所在地が市外にあること及び当該者の構成員の過半数が市外に住所を有するものが利用する目的外利用のことをいう。

例) 合宿等で市民以外のものが一般予約を行う前に会場を確保して利用する場合をいう。

7 職員体制

長野市営昭和の森公園フィットネスセンターに責任者 1 名を置くこと。
責任者は施設管理上必要な資格を持つ者を配置すること。

8 利用上の規制事項

- (1) 施設・備品等をき損しないよう周知すること。
- (2) 備品を各施設外に持ち出させないこと。(ただし、備品借用申請があり長野市の承認を得て指定管理者が許可した場合を除く。)
- (3) 私用物を各施設内に長期にわたり維持して持ち込ませないこと。(ただし、物品保管申請があり指定管理者が許可した場合を除く。)
- (4) 火気の使用は禁止とする。
- (5) 指定場所以外での飲食は行わないこと。
- (6) 喫煙については、所定の場所ですること。(屋内は全面禁煙とする。)
- (7) 施設内を汚さないこと。
- (8) 利用後は、必ず整理・清掃をして帰るよう周知すること。
- (9) アリーナ内は、必ず室内用運動靴で利用するよう利用者に周知すること。(ただし、武道等による利用で通常素足で競技を行う場合の利用を除く。)
- (10) ゴミは利用者が持ち帰るよう周知すること。
- (11) 利用器具は、元の場所に戻すよう周知すること。また、破損あるいは破損の恐れのある場合は、利用者に事務所に申し出るよう周知すること。
- (12) 盗難事故等には利用者に各自十分注意するよう周知すること。なお施設内での盗難の責任は一切負わないものとする。
- (13) 施設内での事故については速やかに応急処置を行うものとする。その後の責任は原則として事故当事者が負うよう周知するものとする。ただし、管理者に重大な瑕疵があると認められる場合は速やかに長野市に報告し、指示に従うものとする。
- (14) 中学生以下の午後 5 時以降の入場は、保護者がいなければ入場出来ないものとする。
- (15) ロッカー鍵の紛失の場合、実費相当を徴収するものとする。
- (16) 酒気を帯びた人、伝染性疾患の人等他の人に迷惑のかかる人は、入場禁止とする。
- (17) 遺失物については、現金・貴重品は速やかに所轄警察署に拾得の届けを行い、その他の遺失物については拾得物預かりの掲示をして 1 ケ月間管理事務所に保管後、届け出がない場合は所有権放棄とみなし廃棄処分をするものとする。
- (18) 施設により入場者多数で利用者に危険が生じると判断される場合は、入場を制限するものとする。
- (19) 条例第 6 条第 3 項に該当する場合及び管理運営要領に定められた規制事項に違反する者に対しては入場を拒み、また退場を命ずるものとする。
- (20) 新型コロナウイルス等感染症の感染予防を徹底すること。

9 利用許可について

(1) 施設の利用は地区住民に限らないものとし、利用の優先順位は次のとおりとする。

- ① 長野市、長野市教育委員会が主催又は共催して行う事業
- ② 育成会及び公民館等が行う社会体育事業のうち条例公民館及び分館が主催し、その所管区域全域を対象として行う事業。
- ③ その他の団体で行う大会等で、市長が特に必要と認めるもの
- ④ 長野市民
- ⑤ 前①～④以外利用

(2) 大会等で運動場を専用利用したい場合には、利用日の3ヶ月前までに計画書等を添付した申請書を受付場所へ提出するものとし、その内容を検討した上で、指定管理者が利用を許可する。

(3) 下記については、利用許可しないものとする。

- ① 原則として、スポーツ以外利用（ただし、長野市の承認を得て指定管理者が許可した場合を除く。）
- ② 午後5時以降の利用責任者（成人）がいない中学生以下だけの利用

10 利用の制限

以下に定める事由に該当する場合は利用許可を取り消し又は変更することができる。

- ① 施設及び器具の滅失又は破損のおそれがあると認められた時
- ② 不法行為を行うおそれのある時
- ③ 施設の修繕工事等で利用することができない時
- ④ 公職選挙法に定める選挙で利用する時

11 各施設管理運営業務内容

(1) 受付業務

予約受付等受付に関する業務

(2) 管理業務

施設の維持管理及び電気機器操作等業務

(3) 監視業務

事故防止、救助及び応急処置に関する業務（モニターによる防犯のための監視を含む。）

(4) 報告業務

管理日誌、利用状況表、利用料集計簿等への記載及び報告に関する業務

(5) 清掃業務

アリーナ、玄関、ロビー、トイレ、会議室、更衣室、窓等の日常清掃、定期清掃業務

- ・ 施設を常に清潔な状態に保つよう、必要な清掃を行うこと
- ・ 定期的にアリーナ床のワックス掛けを行うこと

(6) 庶務業務

勤務割り、出勤簿整理、利用料の払込み等庶務に関する業務

(7) その他業務

新型コロナウイルス等感染症の予防及び対応に関すること。

その他施設ごとの業務内容については別紙指示事項による。

12 緊急時の対応

(1) 火災発生の際は、防火管理者が定めた消防計画により対応すること。

(2) 施設利用者が受傷した場合は、速やかに長野市あてに報告すること。その際、受傷の状況、住所、氏名、勤務先、学校名等の把握に努めること。

(3) 風水害により施設被害を受けた場合は、速やかに長野市に被害状況を報告すること。

(4) 災害時において、昭和の森公園フィットネスセンターは市民のための施設であり、市民の安全確保のために緊急的に避難所として使用するため、施設を臨時休館とする場合がある。また、閉館時間中に災害等が発生した際に、緊急に開錠を依頼する場合がある。

(5) 施設内における犯罪行為については、被害があった場合速やかに所轄警察署へ通報するものとする。

13 災害等発生時の対応業務

避難所として指定されている施設

【長野市営昭和の森公園フィットネスセンター】

ア 開館時においては、利用者の避難誘導等の安全確保を最優先すること。

イ 開館時・閉館時を問わず、施設の損壊等の被害を最小限に抑えること。

ウ 閉館時においては、市民の避難所として使用できるよう、施設の開錠を行うこと。

※ 当該施設は市の避難所として指定されており、災害等発生時は市民が避難生活を送る場所となりますので、災害等発生時には早急に関錠する必要があります。なお、市が避難所を廃止するまでの間、施設を臨時休館とすることになります。

14 長野市と指定管理者との関係

長野市から指示をする場合は、別途指示書をもって行うものとする。

施設の管理運営に関し疑義が発生した場合は、双方で協議の上行うものとする。

15 利用料金の割引について

指定管理者が管理する長野市営運動場条例第8条第7項及び指定管理者が管理する長野市営運動場条例施行規則7条により、指定管理者が利用料金を割り引き又は無料とする場合は、事前に長野市の承認を得ることとする。

なお、指定管理者は長野市営運動場利用料金割引・無料申込書の提出を、原則として利用日の1月前までに提出するものとする。

長野市が利用料金の割引を許可し、指定管理者に割引額を補填するものは、別に長野市が申請を受け付け、許可するもののみとする。

その他、指定管理者が利用料金を無料とすることができるものは以下のとおりとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4号の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人。

(2) 療育手帳制度要綱（昭和50年長野県告示第192号）に規定に基づき療育手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人。

- (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人。
- (4)児童福祉施設（保育所・児童厚生施設を除く）、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設の児童及び入所者並びに必要と認められる引率者及び介護人。
- (5) (1)～(3)に定める、必要と認められる引率者及び介護人は、概ね 1 人までとする。
- (6) (1)～(3)については、それぞれ窓口で手帳の掲示を求める。

16 利用料金の還付

指定管理者が管理する長野市営運動場条例施行規則 8 条による。

なお地震等天災により利用を禁止する場合など、特別な事情がある場合は長野市と協議するものとする。

17 その他

この管理要領に定めのない事項等が発生した場合は、長野市と協議し、指示に従うこと。